

令和8年8月3日

阿賀野市長 加藤 博幸 様

阿賀野市環境審議会
副会長 田辺 正明

家庭ごみ有料化に関することについて（答申）

令和7年12月5日付け阿市第242号により諮問のあった「家庭ごみ有料化に関すること」について、当審議会において令和7年12月から3回にわたり慎重な審議を重ねてきたところです。

家庭ごみ有料化は、持続的な循環型社会の構築に向けて、一般廃棄物の排出抑制や再資源化の推進を図るとともに、ごみ処理費用負担の公平化と将来世代の負担軽減に有効な手段の一つであることから、当審議会としても家庭ごみ有料化を実施すべきとの結論に至りましたので下記のとおり答申します。

記

- 1 家庭系ごみ有料化の対象品目は、「燃やすごみ」とし、それ以外は従来どおりとすること。
- 2 排出方法は、「指定ごみ袋制」とし、市民にも分かりやすく負担の公平性も確保できることから、「排出量単純比例型」とすること。
- 3 実施に向けては、ごみ減量化・資源化の推進、負担の公平性、将来世代への負担軽減のために必要な取り組みであることを市民に丁寧に説明するとともに、市民からの意見を十分に聞き、新たな制度に対する混乱を招かないようすること。
- 4 ごみ減量化のため、効果的な減量手法を市民へ情報発信をおこなうこと。
- 5 ごみ有料化による手数料収入は、ごみの減量化・資源化、リサイクルの促進、不適正排出や不法投棄防止、ごみ処理体制の維持を目的とした事業に使用すること。
- 6 家庭ごみ有料化の導入により環境汚染や景観悪化が生じないように、不適正排出や不法投棄への対策をしっかりと講じること。
- 7 年齢や身体上の理由による紙おむつ使用者については、必要な減免支援を講じること。

以上